

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：小池建設（株）

住所：長野県飯田市下久堅下虎岩 3 0 8 9 番地 2

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 10 月 6 日 1 ヶ月

至 令和 7 年 11 月 5 日

3. 事実概要

小池建設(株)及び同社代表取締役（当時）は、労働安全衛生法等違反で略式起訴され、令和 7 年 4 月 2 3 日、飯田簡易裁判所から各々罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 15 号＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 山岸 宏司

茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4